

令和6年（2024年）6月

平塚市議会定例会議案

議 案 目 次

	ページ
報告第 3 号 継続費の通次繰越しの報告について	1
報告第 4 号 繰越明許費の繰越しの報告について	5
報告第 5 号 事故繰越しの報告について	1 1
報告第 6 号 公営企業会計予算繰越しの報告について	1 5
報告第 7 号 公益財団法人平塚市まちづくり財団の経営状況について	1 9
報告第 8 号 公益財団法人平塚市生きがい事業団の経営状況について	2 1
議案第 4 4 号 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 3
議案第 4 5 号 平塚市こども発達支援室の設置及び管理等に関する条例及び平塚市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例	2 5
議案第 4 6 号 平塚市都市公園条例の一部を改正する条例	2 7
議案第 4 7 号 平塚市地区計画建築物条例の一部を改正する条例	2 9
議案第 4 8 号 特定公園施設等譲渡契約の締結について	3 1
議案第 4 9 号 指定管理者の指定について	3 3
議案第 5 0 号 都市公園を設置すべき区域の決定について	3 5
議案第 5 1 号 市道路線の廃止について	3 9
議案第 5 2 号 市道路線の認定について	4 3
議案第 5 3 号 令和 6 年度平塚市一般会計補正予算	別冊

報告第3号

継続費の通次繰越しの報告について

令和5年度平塚市一般会計予算において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により継続費の通次繰越しを行ったので、同項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

令和5年度 平塚市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額	令和5年度継続費予算現額		支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	左年度の繰越額	財源			内 財 源 の 他
				予算計上額	前年度繰越額					繰越金	特別国庫支出金	地方債	
3	民生費	なぎさふれあいセンター改修工事委託	51,074,000	15,322,000	15,322,000	11,520,000	3,802,000	3,802,000					
3	民生費	(仮称)土沢認定こども園整備工事委託	26,103,000	7,831,000	7,831,000	6,200,000	1,631,000	1,631,000					
4	衛生費	環境事業センター周辺地域整備集会所耐震改修工事	63,030,000	37,818,000	37,818,000	24,420,000	13,398,000	13,398,000	1,398,000		12,000,000		
8	土木費	市営中原上宿住宅整備替	884,823,000	14,976,000	14,976,000	2,976,000	12,000,000	12,000,000		5,400,000		6,600,000	
10	教育費	地区公民館整備事業(四之宮公民館新築工事)	671,002,000	419,490,000	419,490,000	135,300,000	284,190,000	284,190,000	71,090,000		213,100,000		
10	教育費	地区公民館管理運営事業(松原公民館大規模改修基本・実施設計)	30,040,000	14,985,000	15,967,500	4,074,400	11,893,100	11,893,100	11,893,100				
10	教育費	地区公民館管理運営事業(金田公民館改修工事)	21,413,000	6,424,000	6,424,000	6,320,000	104,000	104,000	104,000				

(単位:円)

報告第4号

繰越明許費の繰越しの報告について

令和5年度平塚市一般会計予算において、予算の定めるところにより繰越しを行ったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

別紙 令和5年度 平塚市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	収入 未 収 入 源	収入 未 収 入 源	収入 未 収 入 源	一般財源
2 総務	1 総務管理費	災害情報伝達事業	16,326,000	16,326,000			4,350,000	4,400,000	7,576,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍及び住民基本台帳事業	22,099,000	20,174,000			20,174,000		
	1 社会福祉費	福祉会館等管理運営事業	2,337,000	2,337,000					2,337,000
3 民生	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	723,000,000	401,970,000			283,530,000		118,440,000
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	152,770,000	145,031,826			145,031,826		
	2 児童福祉費	特別保育拡充事業	43,651,000	43,651,000			28,700,000		14,951,000
4 衛生	1 保健衛生費	民間保育所助成事業	9,243,000	9,243,000			5,305,498		3,937,502
		公立保育所等運営事業	1,688,000	1,688,000			968,915		719,085
		職員給与費	1,350,000	1,350,000			1,350,000		
	保健康増進事業	保健衛生庶務事業	763,000	700,000			700,000		
		健康増進事業	4,002,000	4,001,800					4,001,800
		新型コロナウイルス感染症対策確保事業	5,455,000	5,455,000			5,455,000		
4 衛生	新接	新型コロナウイルス感染症対策確保事業	106,450,000	106,450,000			106,450,000		
		休日・夜間救急医療推進事業	3,258,000	3,258,000			3,258,000		

別紙 令和5年度 平塚市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既特定収入	左の財源内訳				一般財源
						未収入財源	国県支	地	方債その他	
4衛生費	2清掃費	リサイクルプラザ運営事業	55,072,000	54,989,000				41,200,000		13,789,000
		破砕処理施設運営事業	1,450,000	1,449,250						1,449,250
6農林水産業費	1農業費	相模川西部土地改良事業	5,446,000	5,446,000				5,300,000		146,000
	2水産業費	漁港施設維持管理事業	158,000,000	62,610,000	6,005,000	29,805,000	26,800,000			
7商工費	1商工費	中小企業経営支援事業	225,964,000	225,525,400		124,252,468				101,272,932
		知的対流推進事業	1,500,000	1,500,000	1,500,000					
		地域共創ポイント事業	142,241,000	142,241,000		81,646,579				60,594,421
8土木費	2道路橋りょう費	道路施設改修事業	275,388,000	235,656,625			4,400,000	203,500,000		27,756,625
		自転車通行帯整備事業	25,656,000	25,655,516			13,820,000	9,300,000		2,535,516
		幹線道路整備事業	106,824,000	88,922,000			41,589,000	39,900,000		7,433,000
		生活道路整備事業	20,520,000	14,510,000						14,510,000
		道路整備事務事業	12,408,000	9,967,581						9,967,581
		橋りょう震災対策事業	82,280,000	82,280,000		59,950,000	20,000,000			2,330,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	3,600,000	3,600,000						3,600,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既 特 定 財 源	収入 未 収 入	支出 金 地 方	特定 債 の 他	
8 土 木	4 費 都 市 計 画 費	都 市 計 画 策 定 事 業	4,500,000	3,449,600					3,449,600
		電 気 バ ス 導 入 促 進 事 業	51,250,000	51,250,000		29,417,588			21,832,412
		ソ イ ン シ テ ィ 整 備 推 進 事 業	274,668,000	274,218,000		107,383,000	150,200,000		16,635,000
		総 合 公 園 管 理 運 営 事 業	121,610,000	89,377,000					89,377,000
9 消 防	1 費 消 防	防 施 設 管 理 事 業	6,853,000	6,853,000					6,853,000
		消 防 車 両 整 備 事 業	109,141,000	103,729,423		3,292,000	96,400,000		4,037,423
10 教 育	2 費 小 学 校	小 学 校 施 設 管 理 事 業	567,430,000	567,430,000		109,849,000	456,700,000		881,000
		学 校 給 食 管 理 事 業	34,161,000	34,161,000		19,608,473			14,552,527
		小 学 校 大 規 模 改 修 事 業	838,226,000	838,226,000		129,715,000	705,200,000		3,311,000
	3 中 学 校 費	中 学 校 施 設 管 理 事 業	251,334,000	251,334,000		63,572,000	186,700,000		1,062,000
		中 学 校 完 全 給 食 準 備 事 業	109,856,000	93,838,000			86,600,000		7,238,000
		中 学 校 大 規 模 改 修 事 業	654,900,000	654,900,000		99,802,000	551,600,000		3,498,000
	4 幼 稚 園 費	幼 稚 園 運 営 補 助 事 業	4,325,000	4,325,000		2,482,557			1,842,443

別紙 令和5年度 平塚市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	入 未 入 源	収 入 支 出	地 方 債 そ の 他	一 般 財 源
10 教 育	5 社 会 教 育 費	地区公民館整備事業	9,942,000	9,942,000					9,942,000
		地区公民館管理運営事業	30,057,000	22,660,000					22,660,000
		博物館管理事業	1,154,000	1,153,460					1,153,460

事故繰越しの報告について

令和5年度平塚市一般会計予算において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により事故繰越しを行ったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

別紙 令和5年度 平塚市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既 特 定 財 源	入 未 収 入	地 金 出 支	方 債 源	
9 消 防 費	1 消 防 費	消防車両整備事業 (繰越明許・令和5年度分)	149,050,000	0	149,050,000	230,663	149,280,663			124,100,000	25,180,663	救助工作車の製作にあたり、国の認可に時間を要したことや、世界情勢による影響で生産過程において部品供給が停止されたため

報告第 6 号

公営企業会計予算繰越しの報告について

令和 5 年度平塚市病院事業会計及び同下水道事業会計予算において、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により予算の繰越しを行ったので、同条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

令和5年度 平塚市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業	名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
							企業債	国債	県補助金	損失勘定留保金等		
1	1	建設改良費	高度医療機器等整備事業	30,500,000		30,500,000				30,500,000		年度末に受領した寄附金を財源とするものであり、納品まで時間を要するため

地方公営企業法第26条第1項の規定による継続費に係る建設改良費の繰越額

款	項	事業	名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
							企業債	国債	県補助金	損失勘定留保金等		
1	1	建設改良費	市民病院本館感染病棟等改修事業（設計委託）	39,072,000	9,466,600	19,020,100	19,000,000			20,100	10,585,300	設計内容の調整に不測の日数を要したため

令和5年度 平塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業	名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
							企業債	国債	県補助金	損失勘定留保金等		
1	1	建設改良費	公共下水道整備事業	346,015,000	187,179,184	111,390,000	59,000,000		45,000,000	7,390,000	47,445,816	国の補正予算に伴う事業のため
1	1	建設改良費	ツインシティ大神地区公共下水道整備事業	368,725,000	189,347,400	161,500,000	109,900,000		40,000,000	11,600,000	17,877,600	埋設物の撤去処理や近接する県道路工事の影響により不測の日数を要したため
1	1	建設改良費	公共下水道管線対策事業	502,800,000	113,323,100	286,000,000	191,900,000		82,550,000	11,550,000	103,476,900	国の補正予算に伴う事業のため
1	1	建設改良費	公共下水道ポンプ場耐震長寿命化対策事業	336,867,000	115,256,625	177,126,000	71,400,000		83,490,000	22,236,000	44,484,375	材料の納入に不測の日数を要したため

報告第7号

公益財団法人平塚市まちづくり財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和5年度事業報告及び決算並びに令和6年度事業計画及び予算を別冊のとおり提出する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

公益財団法人平塚市生きがい事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和5年度事業報告及び決算並びに令和6年度事業計画及び予算を別冊のとおり提出する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市こども発達支援室の設置及び管理等に関する条例及び平塚市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

(平塚市こども発達支援室の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第1条 平塚市こども発達支援室の設置及び管理等に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

(平塚市心身障害者福祉手当条例の一部改正)

第2条 平塚市心身障害者福祉手当条例（昭和50年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市都市公園条例の一部を改正する条例

平塚市都市公園条例（昭和36年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2号を加える。

- (10) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある遊戯その他の行為をすること。
- (11) その他都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

第21条の4の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第21条の5 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン（湘南海岸公園内の区域であつて、市長が定めるものをいう。以下この項において同じ。）において、第21条第1項の規定により指定管理者が行うこととなつた第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、第13条第1項の規定にかかわらず、別表第3第4項の表の右欄に定める金額の範囲内で市長の承認を受けて湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーンを管理する指定管理者が定める額（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に納付しなければならない。この場合において、当該利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

- 2 第13条から第16条まで（第13条第1項並びに第14条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項を除く。）の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第14条第1項第4号中「市長が認めた」とあるのは「市長の承認を受けて湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン（湘南海岸公園内の区域であつて、市長が定めるものをいう。）を管理する第21条第1項に規定する指定管理者（以下この号並びに次条及び第16条において「指定管理者」という。）が認めた」と、「市長が指定する」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者が指定する」と、第15条中「市長」とあるのは「あらかじめ市長が定める基準に従い、指定管理者」と、第16条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2号中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」と読み替えるものとする。

別表第3第2項中

「

湘南海岸公園ビーチセンター売店	同	36,000円
-----------------	---	---------

」

を

「

湘南海岸公園ビーチセンター売店	同	36,000円
湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーンエン トランス棟売店	1月につき	200,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日
(2) 別表第3第2項の改正規定 令和7年8月1日

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第21条の5の規定による利用料金の額の決定、納付その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(平塚市営プール条例の一部改正)

- 3 平塚市営プール条例（昭和27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

区分		使用料の額
大人	1回分	250円
	11回分	2,500円
小人 (義務教育期間の者)	1回分	100円
	11回分	1,000円

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市地区計画建築物条例の一部を改正する条例

平塚市地区計画建築物条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2第8項産業地区4の部壁面の位置の制限の項第1号イ中「5メートル」の次に
「（産業地区4の部建築物の敷地面積の最低限度の項ただし書の規定の適用を受ける敷地
にあつては、2メートル）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

特定公園施設等譲渡契約の締結について

湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業につき、次のとおり特定公園施設等譲渡契約を締結する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- | | |
|-----------|--|
| 1 契 約 金 額 | 1,577,173,400円 |
| 2 契約の相手方 | 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井 嘉浩

東京都世田谷区玉川二丁目2番1号
株式会社石勝エクステリア
代表取締役社長 山岸 通庸

神奈川県平塚市土屋241番地
株式会社木村植物園
代表取締役 木村 義広 |

大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目 6 番 1 号

株式会社鴻池組

代表取締役社長 渡津 弘己

神奈川県平塚市千石河岸 2 5 番 5 号

株式会社中澤組

代表取締役 中澤 雄二

東京都目黒区東山一丁目 1 番 2 号

株式会社パスコ

代表取締役 高橋 識光

東京都渋谷区代々木二丁目 1 番 1 号

積水ハウス不動産東京株式会社

代表取締役社長 西村 裕

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落 合 克 宏

1 管理を行わせる公の施設の名称

湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン

2 指定管理者となる団体の名称等

所 在 地 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号

団 体 名 平塚 Seaside Park 管理運営事業体

代表者氏名 積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

構成員（代表者） 所 在 地 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号

団 体 名 積水ハウス株式会社

代表者氏名 代表取締役 仲井 嘉浩

構成員 所 在 地 東京都世田谷区玉川二丁目2番1号

団 体 名 株式会社石勝エクステリア

代表者氏名 代表取締役社長 山岸 通庸

3 指定の期間

令和7年10月15日から令和26年6月27日まで

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、都市公園
を設置すべき区域を次のように決定する。

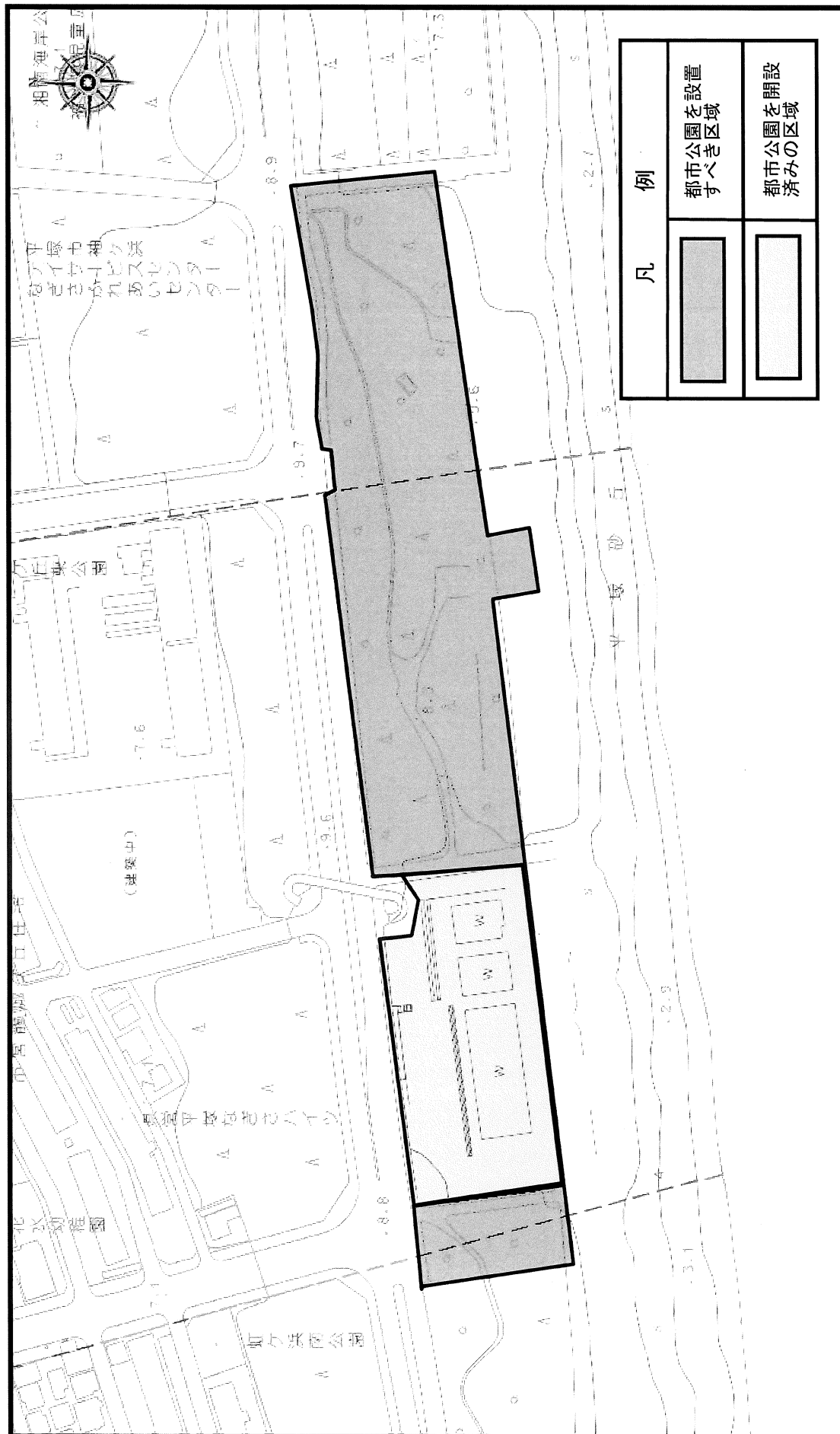
令和6年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

設置する区域

設置を予定する公園の名称	区域の所在地	区 域	面 積
湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン	平塚市龍城ヶ丘 45番1先	別図のとおり	都市公園の面積 23,878.20㎡ (約2.4ha) うち、都市公園を設置 すべき区域 16,847.54㎡ 都市公園を開設済みの区域 7,030.66㎡

都市公園を設置すべき区域図



議案第51号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を廃止するものとする。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

別紙

令和6年度 市道路線廃止調書

1 一般市道

路線名	起点・終点	備考
大神34号線	大神六丁目1976番1地先	
	大神字下堰917番地先	
大神38号線	大神五丁目2043番地先	
	大神字下内出2305番地先	
大神41号線	大神五丁目2114番4地先	
	大神字二之堰796番地先	
大神43号線	大神五丁目2148番2地先	
	大神字一之堰616番地先	
大神48号線	大神一丁目1604番1地先	
	大神字西出口2025番2地先	
大神52号線	大神字二之堰813番地先	
	大神字立葭391番地先	
大神66号線	大神五丁目2336番地先	
	大神字二之堰889番地先	
大神70号線	大神字中内出2415番地先	
	大神字中内出2439番地先	

議案第52号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定するものとする。

令和6年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

別紙

令和6年度 市道路線認定調書

1 幹道

路線名	起点・終点	備考
幹道60号ツインシティ大神線	大神字下堰905番1地先	
	大神字西八幡原2477番2地先	

別紙

令和6年度 市道路線認定調書

2 一般市道

路線名	起点・終点	備考
袖ヶ浜29号線	袖ヶ浜90番158地先	
	袖ヶ浜無番地先	
大神34号線	大神六丁目1976番1地先	
	大神六丁目2033番1地先	
大神38号線	大神五丁目2043番地先	
	大神字下内出2308番1地先	
大神41号線	大神五丁目2114番4地先	
	大神字下内出2319番1地先	
大神43号線	大神五丁目2148番2地先	
	大神字上内出2167番1地先	
大神48号線	大神一丁目1604番1地先	
	大神字一ツ橋1219番3地先	
大神52号線	大神字笠張405番1地先	
	大神字立葭391番1地先	
大神70号線	大神字中内出2415番2地先	
	大神字中内出2391番1地先	
大神101号線	大神字下橋1468番10地先	
	大神字一ツ橋1294番1地先	
大神102号線	大神字下橋1468番9地先	
	大神字一ツ橋1204番1地先	
大神103号線	大神字一ツ橋1239番4地先	
	大神字堤下1047番3地先	
大神104号線	大神二丁目1870番6地先	
	大神字一ツ橋1247番9地先	
大神105号線	大神字一ツ橋1259番6地先	
	大神字一ツ橋1232番地先	
大神106号線	大神字一ツ橋1219番1地先	
	大神字一ツ橋1206番3地先	
大神107号線	大神字一ツ橋1218番9地先	
	大神字一ツ橋1217番地先	

別紙

令和6年度 市道路線認定調書

2 一般市道

路線名	起点・終点	備考
大神108号線	大神字西出口2025番2地先	
	大神字下堰1014番4地先	
大神109号線	大神字下堰947番2地先	
	大神字下堰964番3地先	
大神110号線	大神字下堰949番1地先	
	大神字下堰999番4地先	
大神111号線	大神字下堰932番2地先	
	大神字下堰1027番2地先	
大神112号線	大神字下堰931番1地先	
	大神字下堰982番1地先	
大神113号線	大神字笠張433番1地先	
	大神字立葭399番1地先	
大神114号線	大神字一之堰566番1地先	
	大神字立葭400番1地先	
大神115号線	大神字一之堰567番1地先	
	大神字立葭334番1地先	
大神116号線	大神字一之堰586番6地先	
	大神字立葭291番1地先	
大神117号線	大神字下内出2316番1地先	
	大神字下内出2320番1地先	
大神118号線	大神字下内出2310番4地先	
	大神字下内出2323番地先	
大神119号線	大神字中内出2412番地先	
	大神字中内出2376番14地先	
大神120号線	大神字中内出2462番1地先	
	大神字中内出2450番地先	
大神121号線	大神字中内出2464番6地先	
	大神字中内出2463番2地先	
大神122号線	大神字中内出2469番4地先	
	大神字中内出2468番1地先	

2 一般市道

路線名	起点・終点	備考
大神123号線	大神字西八幡原2549番6地先	
	大神字上内出2170番1地先	
大神124号線	大神字西八幡原2518番2地先	
	大神字西八幡原2540番1地先	
大神125号線	大神字西八幡原2517番9地先	
	大神字西八幡原2520番2地先	
大神126号線	大神字西八幡原2516番3地先	
	大神字西八幡原2520番7地先	
大神127号線	大神字西八幡原2538番5地先	
	大神字西八幡原2538番14地先	
大神128号線	大神字西八幡原2537番18地先	
	大神字西八幡原2491番2地先	
大神129号線	大神字西八幡原2535番2地先	
	大神字西八幡原2535番1地先	
大神130号線	大神字西八幡原2537番15地先	
	大神字西八幡原2493番3地先	
大神131号線	大神字西八幡原2531番2地先	
	大神字一之堰588番地先	
大神132号線	大神字西八幡原2482番2地先	
	大神字西八幡原2490番4地先	
大神133号線	大神字一之堰747番1地先	
	大神字一之堰726番2地先	
大神134号線	大神字一之堰655番3地先	
	大神字一之堰588番地先	
大神135号線	大神字遠蔵1864番29地先	
	大神字一ツ橋1218番1地先	
大神136号線	大神字中内出2404番2地先	
	大神字中内出2403番1地先	
大神137号線	大神字中内出2465番2地先	
	大神字中内出2465番1地先	

2 一般市道

路線名	起点・終点	備考
大神138号線	大神字中内出2468番1地先	
	大神字中内出2448番1地先	
大神139号線	大神字上内出2166番1地先	
	大神字上内出2163番3地先	
大神140号線	大神字西八幡原2515番9地先	
	大神字西八幡原2511番地先	
大神141号線	大神字一之堰668番2地先	
	大神字一之堰664番2地先	

